第3章 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を 拡充するための制度の整備等(基本法 第18条関係)

○ 主な取組

・刑事の手続等に関する情報提供の充実

【施策番号128】

法務省においては、被害者参加制度や 少年審判の傍聴制度等、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かり やすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成 し、検察庁において犯罪被害者等から事 情聴取をする際に手渡すなどしているほか、各種イベントで配布するなどしている。 また、同パンフレットは、法務省及び検察庁ウェブサイトにも掲載している。

その他、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を作成し、これを全国の検察庁に配布して、犯罪被害者等に対する説明に利用しているほか、YouTube 法務省チャンネルで配信している。

- ・法務省ウェブサイト「犯罪被害者の方々へ」: (http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji keiji11.html)
- ・法務省チャンネル「もしも…あなたが犯 罪被害に遭遇したら」: (http://www. youtube.com/watch?v=lXmgyAoEM9E)

犯罪被害者等向けパンフレット



提供:法務省

・捜査に関する適切な情報提供等

【施策番号134】

警察庁においては、「被害者連絡実施 要領」(平成26年5月20日付け警察庁刑 事局長等通達)や「被害者の手引」モデ ル案に基づき、被害者連絡が確実に実施 され、犯罪被害者等に対する適切な情報 提供が行われるよう、都道府県警察に対 する指導を行っている。

交通事故に関しては、被害者連絡を総括する者として、都道府県警察本部に被害者連絡調整官等を設置している。被害者連絡調整官等は、交通事故被害者等の心情に配意した適切な対応が行われるよう、各警察署の交通捜査員に対する指導・教育を実施している。

また、被害者連絡等の支援活動を通じ て得た犯罪被害者等の状況やニーズのう ち、民間被害者支援団体や他の行政機関 と共有すべきものについては、犯罪被害 者等の同意を得て情報提供するなど関係 機関・団体との連携を図っている。

被害者の手引



被害者の手引(交通事故・事件用)

